

2 令和6年度介護報酬改定の 主な改定事項について

2-1 令和6年度介護報酬改定の主な改定事項について 【全サービス共通事項】

(1)業務継続計画未策定減算の導入

(2)高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

(3)身体拘束等の適正化の推進

(4)書面掲示規制の見直し

※本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の省令・告示等を御確認ください。

(1) 業務継続計画(BCP)未策定減算の導入

対象サービス種類 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス

内 容

業務継続計画策定は、令和6年3月までに策定するよう全事業所に義務付けられています(令和3年度改正)感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

減算単位 施設、居住系サービス 所定単位数の100分の3相当 その他のサービス 所定単位数の100分の1相当

業務継続計画未策定減算の算定要件

以下の基準に適合していない場合は減算が必要になります。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※【経過措置】

○居宅介護支援、介護予防支援、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和7年3月31日までの間は減算を適用されません

○地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外)

令和7年3月31日までの間は、業務継続計画が未策定でも、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用されません。

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

対象サービス種類 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス

内 容

高齢者虐待防止措置は令和3年度改正時に令和6年3月までに措置するよう全事業所に義務付けられています。利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。【告示改正】
(所定単位数の100分の1相当)

高齢者虐待防止措置未実施減算の算定要件

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催(テレビ電話装置等の活用可能)するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

対象サービス種類 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス

内 容

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられます。

(看護)小規模多機能型居宅介護支援事業所のみ

運営基準に以下の措置が新たに規定されました

○身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

○身体的拘束等の適正化のための指針 を整備すること。

○介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※令和7年4月より要件を満たしていない場合、減算に該当します。(令和7年4月1日～)

(4)書面掲示規制の見直し(ウェブサイトへの掲載)

該当サービス種類 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス

内 容

事業者は、事業所の重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することが義務付けられていましたが、令和7年4月からは、**重要事項をウェブサイトにも掲載することが規定**されます。

※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。
令和7年3月31日までに重要事項のウェブサイトへの掲載ができるように準備をお願いします。

○介護サービス情報公表システムへの入力方法、ログインID・PWがわからない場合などは下記にご連絡ください。

千葉県介護サービス情報公表センター(千葉県社会福祉協議会)

〒260-8508

千葉市中央区千葉港4番5号

電話:043-245-2344 ファックス:043-244-5201

メール:kohyocenter@chibakenshakyo.com

2-2 令和6年度介護報酬改定の主な改定事項について 【居宅介護支援・介護予防支援の変更点】

(1)取扱件数の数え方

(2)同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

(3)運営基準減算に係る手続の説明及び同意

(4)モニタリングについて

(5)福祉用具スロープ、歩行器、杖について

※本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の省令・告示等を御確認ください。

(1) 取扱件数の数え方

該当サービス種類 居宅介護支援

内 容

- ・ 要支援者の取扱件数の算出方法について、1/2を乗じる⇒1/3を乗じて件数に加える
- ・ 居宅介護支援費Ⅰ
取扱件数40未満まで⇒45未満まで
- ・ 居宅介護支援費Ⅱ
取扱件数45未満まで⇒50未満まで

※居宅介護支援費Ⅱの要件について

「情報通信機器の活用」または「事務職員の配置を行っていること」⇒「ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員を配置すること」に要件が変更されています

(2) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

該当サービス種類 居宅介護支援

内 容

以下に該当する建物等に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は減算となります

- ①指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内
- ②隣接する敷地内の建物
- ③指定居宅介護支援事業所と同一の建物
- ④当該居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物

(3) 運営基準減算に係る手続の説明及び同意

該当サービス種類 居宅介護支援

内 容

・サービスの提供開始に当たり、以下①②について説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。

- ① 複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることができること
- ② 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができること

昨年度まで

⇒すべて「義務」

- ・口頭での懇切丁寧な説明
- ・文書の交付
- ・利用者からの署名



今年度から

- ・口頭での懇切丁寧な説明 ⇒「義務」
- ・文書の交付 ⇒「義務」
- ・利用者からの署名 ⇒「努力義務」

・以下の事柄に関する説明は努力義務となりました

- ① 前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ② 前6月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

(4) モニタリングについて

該当サービス種類 居宅介護支援・介護予防支援

内 容

テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能となりました

○テレビ電話装置等を活用したモニタリングを実施する場合

<居宅介護支援> 毎月1回利用者の居宅を訪問 ⇒ 少なくとも2か月に1回利用者の居宅を訪問

<介護予防支援> 3か月に1回利用者の居宅を訪問 ⇒ 少なくとも6か月に1回利用者の居宅を訪問

※ただし、テレビ電話装置等を活用するには以下の留意事項を満たしている必要があります。

留意事項

- ① 文書による利用者の同意
- ② 利用者の心身の状況が安定していること
- ③ 利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができること
- ④ 画面越しでは確認できない利用者の情報についてはサービス事業所の担当者からの情報提供により補完
- ⑤ 主治の医師、担当者その他の関係者の同意を得ること

(5) 福祉用具スロープ、歩行器、杖について

該当サービス種類 居宅介護支援

内 容

- ・福祉用具スロープ、歩行器、杖について、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを選択できるようになりました

留意事項

- ・提案を行う際には利用者へのアセスメントの結果、医師やリハ専門職の意見聴取、退院退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえること
※医師の所見を取得する方法は、主治医意見書、診療情報提供書、所見を聴取する方法が考えられる

2-3 令和6年度介護報酬改定の主な改定事項について 【地域密着型サービスの変更点】

- (1) 生産性向上の取組み【認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護支援】
- (2) 算定要件の見直しのあった加算【地域密着型通所介護】
- (3) 算定要件の見直しのあった加算【認知症対応型共同生活介護】
- (4) 算定要件の見直しのあった加算【小規模多機能型居宅介護支援】
- (5) 算定要件の見直しのあった加算【看護小規模多機能型居宅介護支援】
- (6) 算定要件の見直しのあった加算【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】
- (7) 算定要件の見直しのあった加算【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】
- (8) 算定要件の見直しのあった加算【夜間対応型訪問介護】
- (9) 算定要件の見直しのあった加算【認知症対応型通所介護】

※本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の省令・告示等を御確認ください。

(1) 生産性向上の取組み【認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護支援】

該当サービス種類 認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護支援

内 容

- ・生産性向上に関する委員会の設置及び委員会の開催
【経過措置 3年間(令和9年3月までは努力義務)】

⇒介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける

(2) 算定要件の見直しのあった加算【地域密着型通所介護】

該当サービス種類 地域密着型通所介護

内 容

報酬改定に伴い、算定要件等が変更されている加算があります

事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください

加算名	変更事項(概略主なもの)
認知症加算	・算定要件である「認知症のもの占める割合」を20%から15%に緩和 ・認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に関する会議を開催することが追加
入浴介助加算	・加算Ⅰの要件に入浴介助に関する研修の実施を追加 ・加算Ⅱの要件である「医師等による助言」について医師の代わりに介護職員が訪問し医師の指示のもとICT機器を活用して状況把握を行い、医師が評価・助言する場合も算定することが可能
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し
ADL維持等加算	加算ⅡについてADL利得の要件について「2以上」を「3以上」に見直し
個別機能訓練加算	個別機能訓練加算(1)口において、現行、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件が緩和(配置時間の定めなし)

(3) 算定要件の見直しのあった加算【認知症対応型共同生活介護】

該当サービス種類 認知症対応型共同生活介護

内 容

報酬改定に伴い、算定要件等が変更されている加算があります

事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください

加算名	変更事項(概略主なもの)
入浴介助加算	・加算Ⅰの要件に入浴介助に関する研修の実施を追加 ・加算Ⅱの要件である「医師等による助言」について医師の代わりに介護職員が訪問し医師の指示のもとICT機器を活用して状況把握を行い、医師が評価・助言する場合も算定することが可能
医療連携体制加算	体制要件と医療的ケアが必要な者の受入要件を分けて評価を行い、医療的ケアが必要な者の受入要件については、対象となる医療的ケアを追加する見直しを行う
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し
夜間支援体制加算	見守り機器等を導入した場合の加算算定に見直し
ADL維持等加算	加算ⅡについてADL利得の要件について「2以上」を「3以上」に見直し

(4) 算定要件の見直しのあった加算【小規模多機能型居宅介護支援】

該当サービス種類 小規模多機能型居宅介護支援

内 容

報酬改定に伴い、算定要件等が変更されている加算があります

事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください

加算名	変更事項(概略主なもの)
総合マネジメント体制強化加算	加算区分ⅠとⅡの区分に見直し、Ⅰの算定要件に地域共生社会の実現に資する取組(地域住民等への相談や連携など)を追加
認知症加算 (短期利用除く)	加算区分を現行のⅠ・ⅡからⅠ～Ⅳの区分に見直し、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し

(5) 算定要件の見直しのあった加算【看護小規模多機能型居宅介護支援】

該当サービス種類 看護小規模多機能型居宅介護支援

内 容

報酬改定に伴い、算定要件等が変更されている加算があります。

事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください。

加算名	変更事項(概略主なもの)
総合マネジメント体制強化加算 (短期利用除く)	加算区分ⅠとⅡの区分に見直し、Ⅰの算定要件に地域共生社会の実現に資する取組(地域住民等への相談や連携など)を追加
緊急時訪問看護加算 (短期利用除く)	・名称を「緊急時対応加算」に変更 ・緊急時の宿泊サービスを必要に応じて提供する体制を評価する要件を追加
ターミナルケア加算 (短期利用除く)	介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、単位の見直しを行う(2,000単位→2,500単位)
認知症加算(短期利用除く)	加算区分を現行のⅠ・ⅡからⅠ～Ⅳの区分に見直し、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し
排せつ支援加算	・Ⅰについて看護師による評価を少なくとも「6か月に1回」から「3か月に1回」に見直し ・Ⅱ、Ⅲについて排せつ状態の改善等についての評価に加え、尿道カテーテルの抜去についての評価も新たに追加
褥瘡マネジメント加算	利用開始時にすでに発生していた褥瘡が治癒したことについても評価を行う

(6) 算定要件の見直しのあった加算【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

該当サービス種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

内 容

報酬改定に伴い、算定要件等が変更されている加算があります。

事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください。

加算名	変更事項(概略主なもの)
配置医師緊急時対応加算	従来の早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)、深夜(午後10時～午前6時)時間に加え、配置医師の通常の勤務時間外についても対象とする
再入所時栄養連携加算	対象者を「二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なる者」から「厚生労働省が定める特別食等を必要とする者」に見直し
科学的介護推進体制加算	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し
自立支援促進加算	医師の医学的評価を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し
ADL維持等加算	加算ⅡについてADL利得の要件について「2以上」を「3以上」に見直し
排せつ支援加算	・Ⅰについて看護師による評価を少なくとも「6か月に1回」から「3か月に1回」に見直し ・Ⅱ、Ⅲについて排せつ状態の改善等についての評価に加え、尿道カテーテルの抜去についての評価も新たに追加
褥瘡マネジメント加算	利用開始時にすでに発生していた褥瘡が治癒したことについても評価を行う

(7) 算定要件の見直しのあった加算【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

該当サービス種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

内 容

報酬改定に伴い、算定要件等が変更されている加算があります。
事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください。

加算名	変更事項(概略主なもの)
総合マネジメント体制強化加算 (短期利用除く)	加算区分ⅠとⅡの区分に見直し、Ⅰの算定要件に地域共生社会の実現に資する取組(地域住民等への相談や連携など)を追加
ターミナルケア加算 (短期利用除く)	介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、単位の見直しを行う(2,000単位→2,500単位)
認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none">・Ⅰについて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が各要件に対し対象となるよう見直し・Ⅱについて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上の要件が追加

(8) 算定要件の見直しのあった加算【夜間対応型訪問介護】

該当サービス種類 夜間対応型訪問介護

内 容

報酬改定に伴い、算定要件等が変更されている加算があります。
事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください。

加算名	変更事項(概略主なもの)
認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none">・ I について、認知症高齢者の日常生活自立度II以上の者が各要件に対し対象となるよう見直し・ II について、認知症高齢者の日常生活自立度III以上の者が利用者の100分の20以上の要件が追加

(9) 算定要件の見直しのあった加算【認知症対応型通所介護】

該当サービス種類 認知症対応型通所介護

内 容

報酬改定に伴い、算定要件等が変更されている加算があります。
事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください。

加算名	変更事項(概略主なもの)
入浴介助加算	・加算Ⅰの要件に入浴介助に関する研修の実施を追加。 ・加算Ⅱの要件である「医師等による助言」について医師の代わりに介護職員が訪問し医師の指示のもとICT機器を活用して状況把握を行い、医師が評価・助言する場合も算定することが可能
科学的介護推進体制加	LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直し
ADL維持等加算	加算ⅡについてADL利得の要件について「2以上」を「3以上」に見直し

2-3参考通知

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

